

福岡県公報

令和六年一月十九日
第四百六十四号
増刊
①

目次

規則(第二号)

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) ……………

規則

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年一月十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則(昭和三十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「の申告」の下に「又は申請」を、「申告書」の下に「又は申請書」を加える。
、「同項に規定する納税地外に住所等を有する納税管理人の申請は第二号の二様式による申請書に」を削る。

第十条の二第一項から第三項までの規定中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に改める。

第二十五条の二第一号中「第四十八条第三項」を「第七百三十九条の五第三項」に改める。

第三十一条第二十七号中「、第三債務者等がある場合の滞納者」を削る。

第三十五条の見出し中「県民税」の下に「及び森林環境税」を加え、同条中「行なう」を「行う」に改め、「県民税」の下に「及び森林環境税」を加える。

第三十六条の見出し中「県民税」を「個人の県民税及び森林環境税」に改め、同条中

「県民税」の下に「及び森林環境税」を加える。

第三十六条の二の見出し中「県民税」の下に「及び森林環境税」を加え、同条中「個人県民税」を「個人の県民税及び森林環境税」に改める。

第四十六条の八から第四十六条の十までを次のように改める。

第四十六条の八から第四十六条の十まで 削除

第四十六条の十一第一項中「付則第八条の四第四項」を「付則第八条の四第二項」に、同条第二項及び第四項中「付則第八条の四第五項」を「付則第八条の四第三項」に改める。

第四十七条第一項中「付則第八条の四第六項」を「付則第八条の四第四項」に、同条第二項及び第四項中「付則第八条の四第七項」を「付則第八条の四第五項」に改める。

第四十九条中「第二十二条第一項及び条別表」を「第二十二条の規定」に改める。

第七十条の六第二項中「、自動車用炭化水素油譲渡証」を「、自動車用炭化水素油譲渡証用紙」に改める。

様式目次中

二	納税管理人設定(変更)	申告書	九条	四	を
二	納税管理人設定(変更)	申告書	九条	四	を
二	納税管理人設定(変更)	承認申請書	九条	四	を
二の二	納税管理人設定(変更)	承認申請書	九条	四	を
二の二	(削除)				に、
八十の二	住宅の用に供する土地等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申請書		二十条の三十三	四十五条	
			二十条の三十三	四十六条	
			三十五の二	四十六	
			二十条の三十五	四十六	
			三十五の三	四十六	

八十の二
の二

不動産取得税徴収猶予（取消）通知書

二十条の
三十四

四十五条

付則八条
の四

四十六条
の十一
四十七条

七

四十六
条の七

六

四十六
条の六

二十条の

四十六
条の五

五

四十六
条の六

二十条の

四十六
条の五

三

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の四

四

四十六
条の五

二十条の

四十六
条の三

二

四十六
条の二

二十条の

四十六
条の二

三

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

三

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

に、

を

八十の二
の二

不動産取得税徴収猶予（取消）通知書

二十条の
三十四

四十五条

付則八条
の四

四十六
条の十一
四十七条

七

四十六
条の七

二十条の

四十六
条の六

六

四十六
条の六

二十条の

四十六
条の五

五

四十六
条の五

二十条の

四十六
条の五

四

四十六
条の五

二十条の

四十六
条の五

三

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

三

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

二十条の

四十六
条の三

に、

を

第2号様式 (第4条関係)

納税管理人設定 (変更) 申告書
承認申請書

福岡県 県税事務所管内において、私の納付 (納入) すべき
に係る納税に関する一切の事項を処
理させるため、次のとおり納税管理人を定めたので (変更しましたので) 申告
承認を申請 します。

納税管理人	住所 所在地	市	郡	町	電話番号	年 月 日
	氏名				生年月日 設立日	
納税管理人を定めた (変更した) 理由						

年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

納税義務者
特別徴収義務者
住所
所在地
氏名
名称
個人番号又は法人番号
電話 ()

備考 納税地内に納税管理人を設定する場合は「申告」を、納税地外に納税管理人を設定する場合は「承認を申請」を○で囲んでください。

第二号の二様式を次のように改める。
第二号の二様式 削除
第二号の三様式を次のように改める。

第2号の3様式 (第4条関係)

納税管理人不設定認定申請書

私は、納付(納入)すべきに不在の状態にありますが、次の理由により、福岡県 納税管理地に住所、居所、事務所若しくは事業所を有しない又は有するも常に係る納税地における私の納付(納入)すべき県税に係る納税に関する事項の処理に支障がないので、納税管理人を定めないことを認定されるよう申請します。

納税管理人を定めない理由(県税にかかる納税に関する事項の処理に支障がない理由を具体的に記載してください。)

納税管理人を定めない理由(県税にかかる納税に関する事項の処理に支障がない理由を具体的に記載してください。)

年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

納税義務者
特別徴収義務者
住所 所在地
氏名 名称
個人番号又は法人番号
電話番号 (_____)

第二十号様式中

住所

[Empty form box for address]

を

住所
(所在地)

[Empty form box for address/location]

に

氏名
(名称)

[Empty form box for name]

を

氏名
(名称)

[Empty form box for name and phone number]

に

※「延長期限」を「延長期間」に、「年度」を「年別」「期別」に、「下位」を「上位」に改め、同様式の注の4を削る。
第二十五号様式その二及び第二十五号様式その三を次のように改める。

第25号様式その2 (第17条関係)

受付印



登録番号	
------	--

更正請求書

納税義務者又は特別徴収義務者

年 月 日

住 所
又は所在地

氏 名
又は名称

福岡県 県税事務所長 殿

個人番号又は法人番号 (右詰で記載)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

地方税法第20条の9の3第1項、第2項の規定により、以下のとおり請求します。

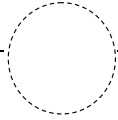
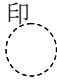
税目		申告書の提出年月日				更正又は 決定の通知 を受けた日
更正請求の 期間	年 月分から		・		・	
	年 月分まで		・		・	
			・		・	

月別 区分	更正前の額		更正後の額	
	課税標準等	税 額 等	課税標準等	税 額 等
合 計				

請求の理由

備考 令和5年1月1日以後に納税義務又は特別徴収義務が成立する県税に係る更正の請求をする場合には、「更正前の額」の「課税標準等」の欄は記載を要しない。

第25号様式その3 (第17条関係)

受付印 	年 月 日	係員	係長	課長	副所長	所長	整理番号
							※
							照合番号
							※
年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	納 税 義務者	住 所 (所在地)					
		氏 名 (名称)	(電話 — —)				
自動車税 (環境性能割) 更正請求書 軽自動車税 地方税法第20条の9の3第1項、第2項の規定により、以下のとおり請求します。							
自 動 車 の 内 容	登 録 (車 両) 番 号						
	福岡 北九州 久留米 筑豊						
申告書提出 年月日	年 月 日	更正又は決定の通知を受けた日			年 月 日		
区 分		課税標準等			税 額 等		
更 正 前 の 額		円			円		
更 正 後 の 額		円			円		
請求の理由							
※ 事務処理事項							
通知書発送年月日 番 号	年 月 日 第 号	調査年月日 調 査 員	年 月 日 				

※印欄は記載しないでください。

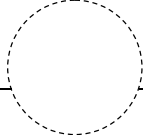
備考 令和5年1月1日以後に納税義務が成立する自動車税又は軽自動車税の環境性能割に係る更正の請求をする場合には、「更正前の額」の「課税標準等」の欄は記載を要しない。

第二十五号様式その五を次のように改める。

第25号様式その5 (第17条関係)

県民税株式等譲渡所得割の更正請求書

受付印

 年 月 日 福岡県西福岡県税事務所長 殿		法人番号									
		特 別 徴 収 者	所在地								
		名称									
地方税法第20条の9の3第1項、第2項の規定により、以下のとおり請求します。											
更正請求の期間	年 月分から		納入申告書の提出年月日				更正又は決定の通知を受けた日				
	月分	・ ・	月分	・ ・							
		・ ・		・ ・							
	年 月分まで	・ ・		・ ・							
月別	区分	更正の請求前			更正の請求後						
		課税標準等	税 額 等	課税標準等	税 額 等						
		円	円	円	円						
合 計											
請求の理由											

- 添付書類 ①道府県民税株式等譲渡所得割領収証書（納入申告書）の写し
 ②課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料
 ③都道府県間の申告の誤りがある場合は、都道府県別明細書

備考 令和5年1月1日以後に特別徴収義務が成立する県民税株式等譲渡所得割に係る更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「課税標準等」の欄は記載を要しない。

第二十七号様式その一を次のように改める。

第27号様式その1 (第18条関係)

法人の事業税に係る更正決定及び過少申告加算金、不申告加算金、決定通知書納額告知書

年 月 日

Table with 2 columns: 本店所在地, 法人名, 代表者

福岡県 県税事務局長 印

下記のとおり更正・決定したので通知します。下記不足税額、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金を合計した金額を別紙納付書により、...

Table with 2 columns: 申告期限, 申告日

Table with 2 columns: 事業年度, 課税標準額

Table with 2 columns: 法人事業税, 法人県民税

Main calculation table with columns for 区分, 課税標準額, 税率, 税額, 課税標準となる法人税額, etc.

Table for 利子割額に関する計算 (Interest Deduction Calculation)

Table for 特別法人事業税額 (Special Corporate Tax Amount)

Table for 法人事業税・特別法人事業税 (Corporate Tax / Special Corporate Tax) with sub-sections for 過少申告加算金, 不申告加算金, 重加算金

(裏)

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第117号の表の11中「に延滞金を合計した金額」や「納付書」や「納入（付）書」の「福岡県指定金融機関」や「指定金融機関、指定代理金融機関」の「福岡県収納代理金融機関」や「収納代理金融機関」の「福岡県内の郵便局、」や「九州内（沖縄県を除く。）のうちよ銀行若しくは郵便局又は」の「この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。」や「延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納付書を送付します。」の処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

第117号の表の11中「福岡県指定金融機関」や「指定金融機関、指定代理金融機関」の「福岡県収納代理金融機関」や「収納代理金融機関」の「福岡県内の郵便局、」や「九州内（沖縄県を除く。）のうちよ銀行若しくは郵便局又は」並びに当該不足税額に係る法定納期限の翌日から納付の日までの延滞金」の「納付してください。」の「なお、延滞金が発生する場合は、本税完納後に納付書を送付します。」

第117号の表の11中「に延滞金を合計した金額」や「福岡県指定金融機関」や「指定金融機関、指定代理金融機関」の「福岡県収納代理金融機関」や「収納代理金融機関」の「福岡県内の郵便局、」や「九州内（沖縄県を除く。）のうちよ銀行若しくは郵便局又は」

「この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。」
 「延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納付書を送付します。」
 この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

第117号の表の11中「に延滞金を合計した金額」や「納付書」や「納入（付）書」の「福岡県指定金融機関」や「指定金融機関、指定代理金融機関」の「福岡県収納代理金融機関」や「収納代理金融機関」の「福岡県内の郵便局、」や「九州内（沖縄県を除く。）のうちよ銀行若しくは郵便局又は」の「この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。」や「延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納付書を送付します。」の処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

第117号の表の11

「納税者」や「納税者」の「特別徴収義務者」

第117号の表の11

「市町」の「(用紙 18cm×12.5cm)」

第117号の表の11

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所出納員」を「福岡県総務部税務課出納員」に改める。

第117号の表の11中「地方税法第48条に基づき引継ぎ」や「引継ぎ」

第117号の表の11

第36号の6様式 (第25条の2関係)

(第1紙)

1 公売保証金領収証					
売却区分の番号					
公売財産の示表					
公売保証金額	百	十	万	千	百 十 円
納付者 (入札者) 住所・氏名					
歳 入 歳 出 外 現 金 「保証金その他」				領収日付印	
(本人交付用)					

(第2紙)

2 公売保証金納付書					
売却区分の番号					
公売財産の示表					
公売保証金額	百	十	万	千	百 十 円
納付者 (入札者) 住所・氏名					
歳 入 歳 出 外 現 金 「保証金その他」				領収日付印	
(収税課保管用)					

(第3紙)

3 公売保証金領収証 (控)					
売却区分の番号					
公売財産の示表					
公売保証金額	百	十	万	千	百 十 円
納付者 (入札者) 住所・氏名					
歳 入 歳 出 外 現 金 「保証金その他」				領収日付印	
領 収 書 公売保証金として納付した上記の金額 円の払戻しを受けました。 年 月 日 福岡県 県税事務所出納員 殿 入札者 住所 氏名 (印)					
(総務保管用)					

備考 1 (第3紙)の押印については、氏名又は代表者名を自署する場合は、不要であること。
2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所出納員」を「福岡県総務部税務課出納員」に改めること。

第三十七号様式中「地方自治法第48条に基づいて」を「地方自治法第48条に基づいて」に改める。
第五十八号様式を次のように改める。

第58号様式（第31条関係）

組合員等の持分の払戻等請求書						第	号				
(組合等の名称) (代表者)						年	月	日			
様						福岡県	県税事務所長	印			
<p>下記の滞納金額を徴収するため、払戻し（譲受け）の予告を行った滞納者の持分について、国税徴収法第74条第1項の規定の例によりその払戻し（譲受け）を請求します。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 （1） 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>											
滞納者 (組合員等)	住(居)所										
	氏名										
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限		税額	※延滞金額	加算金額	摘要
				調定事由	連番	法定納期限等					
									法律による金額		
									法律による金額		
									法律による金額		
※滞納処分費（法律による金額）									円		
本書作成の日までに徴収すべき金額				千	百	十	万	千	百	十	円
持分の払戻し（譲受け）請求の予告をした年月日						年	月	日			
払戻し（譲受け）を請求する持分の種類及び口数等											
理由											

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考 1 国税徴収法第74条第1項の規定の例により、組合等に対して、滞納者の持分の払戻し等を請求する場合に使用すること。

2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。」を削ること。

第五十八号の二様式中「払戻し等請求」や「払戻等請求」及び「組合の」や「組合等の」及び「、差し押えた」や「差し押さえた」及び「譲渡」や「譲受け」及び

「持分の種類および口数等」を「払戻し（譲受け）を請求する持分の種類及び口数等」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 1 国税徴収法第74条第1項の規定の例により、組合等に対して、滞納者の持分の払戻し等を請求するため、同条第2項の規定の例により予告する場合に使用する。

2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六十一号様式の二を次のように改める。

第61号様式その1 (第31条関係) (滞納者、第三債務者用)

差 押 解 除 通 知 書		第	号
		年	日
様		福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員	
(印)			
下記財産の差押えを解除します。			
滞 納 者	住(居)所		
	氏 名		
差 押 解 除 財 産	名称、数量、性質、所在、その他	差 押 年 月 日	
		年 月 日	
備 考			

- 備考 1 国税徴収法第80条の規定の例により、差押えを解除する場合に使用すること。ただし、同条第2項第2号の規定の例により、滞納者へ通知する場合は、「解除します」を「解除しました」に改めること。
- 2 差押えを解除した財産について国税徴収法第81条の規定の例により、同法第55条各号に掲げる者のうち知っている者及び交付要求をしている者に対して差押えを解除した旨等を通知する場合はその2 (利害関係人用) と併せて作成すること。
- 3 「差押解除財産」欄の「差押年月日」欄には差押えを解除する財産の差押年月日を記載し、その差押年月日が差押財産ごとに異なる場合には、それぞれの異なる差押年月日を記載すること。
- 4 「備考」の欄には、次に掲げる事項を記載すること。
- (1) 差押えを解除する財産が、動産又は有価証券等であって、当該財産を徴税吏員又は第三者が保管している場合においては、その引渡しに関すること。
 - (2) 封印、公示書その他差押えを明白にするために用いた物の除去を滞納者等に行わせるときは、その除去に関すること。
 - (3) 同法第65条等の規定の例により取り上げた債権に関する証書等がある場合には、その引渡しに関すること。
 - (4) 差押解除の理由を記載する必要があるときは、その理由
 - (5) 差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に対し、差押財産を引き渡した場合は、その旨
 - (6) その他差押解除通知書に記載することが必要と認められる事項
- 5 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改めること。

第六十一号様式等のうち「この通知書は、国税徴収法第80条第2項第2号および同法」や「国税徴収法」に於て、「滞納者」や並ぶ「ものおよび」や「者及び」に「ものに」や「者に」に「この通知書は、」差押解除通知書」第61号様式その1（滞納者、第三債務者用）とあわせて、必要部数を複写により」や「その1（滞納者、第三債務者用）と併せて」に改める。

第六十一号の三十七様式を次のように改める。

第61号の37様式（第31条関係）

配当に関する合意申出書					
福岡県		県税事務所長殿		年 月 日	
		滞 納 者		住(居)所	
				氏 名 (印)	
		関係債権者		住(居)所	
				氏 名 (印)	
何某のした配当計算書に対する異議の申出について、関係者間で下記のとおり合意を得ましたので、配当計算書を更正の上、配当してください。					
異議を申し立てた配当計算書の内容	滞納者	住(居)所			
		氏 名			
	配 当 年 月 日	年 月 日	午 後	時 分	
	換 価 代 金	円			
	公 売 財 産				
	区分	氏 名	当 初 金 額	合 意 した 金 額	備 考
配当金額の明細		円	円		

注 氏名又は代表者名を自署する場合は、押印は不要です。

- 備考 1 国税徴収法第133条第2項第2号の規定の例により、配当計算書について異議のある者と関係者が配当計算書の更正に合意し、配当すべきことを求める場合に使用すること。
- 2 備考欄に異議の内容を簡記すること。
- 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第六十一号の六十八様式その一中「所 属」を「福岡県 県税事務所」に、「登記手数料令第19条」を「登記手数料令第18条」に改める。
第六十一号の六十八様式その二を次のように改める。

第61号の68様式 その2 (第31条関係)

申請書 (会社法人用)

下記のとおり申請しますので
 よろしくお願ひします。

申請人
 福岡県 県税事務所
 福岡県職員 (印)
 福岡県 県税事務所長

申請は公務のためであることを証明します。

商号 (会社等の名前)	
会社番号	
法人番号	
本店(支店) (会社の住所)	

該当事項の□にレをつけ、所要事項を記入してください。

- コンピュータ化に伴う登記事項証明書
 *一部□に印をつけた場合は右欄の□にもレ印をつけてください。

請求事項	一部請求事項	請求通数
① 現在事項証明書 (現在効力がある部分) <input type="checkbox"/> 全部 (謄本) <input type="checkbox"/> 一部 (抄本)	*商号区・会社状態区はどの請求にも表示 されます。 <input type="checkbox"/> 株式・資本区 <input type="checkbox"/> 目的区 <input type="checkbox"/> 役員区 <input type="checkbox"/> 支店区 <input type="checkbox"/> 支配人区 <input type="checkbox"/> その他 () 区)	
② 履歴事項証明書 (コンピュータ化後の変更 を含む証明) <input type="checkbox"/> 全部 (謄本) <input type="checkbox"/> 一部 (抄本)		
③ 閉鎖事項証明書 (①②以外の登記事項) <input type="checkbox"/> 全部 (謄本) <input type="checkbox"/> 一部 (抄本) <input type="checkbox"/> コンピュータ化に伴う閉鎖謄本		
④ <input type="checkbox"/> 代表者事項証明書 (代表権のある者の証明) 2名以上のうち1名のみを請求する場合 (代表者の氏名)		

- コンピュータ化に伴う登記事項要約書
 下記の区で請求できるのは3か所以内に限られます。商号区・会社状態区はどの請求にも表示されます。

会社 <input type="checkbox"/> 株式・資本区 <input type="checkbox"/> 目的区 <input type="checkbox"/> 役員区 <input type="checkbox"/> 支店区 <input type="checkbox"/> その他 () 区)	会社以外 <input type="checkbox"/> 商業登記簿 <input type="checkbox"/> その他 ()
--	--

- 登記簿謄抄本・閲覧

<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 謄本 <input type="checkbox"/> 閉鎖謄本 () 年 月 日閉鎖) <input type="checkbox"/> 閉鎖役員欄 () 年 月 日閉鎖) <input type="checkbox"/> 抄本 <input type="checkbox"/> 全部証明	<input type="checkbox"/> 登記簿 <input type="checkbox"/> 申請書附属書類 () 年 月 日受付第 () 号 (利害関係) <input type="checkbox"/> 役員欄 <input type="checkbox"/> 目的欄 <input type="checkbox"/> 商号欄 <input type="checkbox"/> 支店欄 () 支店) <input type="checkbox"/> 年 月 日登記事項
---	---

利害関係 (請求の理由)	県税賦課徴収のため	手数料	登記手数料令第18条により免除
登記所の表示	福岡法務局	支局出張所	請求年月日 年 月 日
交付通数	交付枚数	手数料	受付 年 月 日 交付 年 月 日
		公用無料	確認印

第六十一号の七十七様式中「地方税法第48条」を「地方税法第739条の5第3項」に「徴収金について」を「徴収金」に改める。
第六十五号の二様式を次のように改める。

第65号の2様式（第34条の3、第39条の2関係）

法人県民税・事業税に係る課税標準額等の通知書

第 号
年 月 日

知事 殿

福岡県 県税事務所長 印

このことについて、次のとおり通知します。

法人番号	変更前 ()	
(フリガナ)		
法人名		
主たる事務所等の所在地		

事業年度	年 月 日から	申告期限の延長月数	事業税	月	資本金の額又は出資金の額	円
	年 月 日まで		県民税	月	資本金の額又は出資金の額 (解散時点)	円
通算・連結区分	災害等延長の申告期限		年 月 日		資本金の額及び資本準備金の額の合計額	円
事業年度区分	法人区分				資本金等の額	円

税務官署の通知年月日	年 月 日	税務官署の処理区分		減額更正の理由
法人税申告年月日	年 月 日	税務官署の申告区分		
申告処理年月日	年 月 日	申告処理区分	税務署	

課税標準等の総額	所得割	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業		重加算金	（使途秘匿金税額等）		円	過少申告加算税額	円	
		年400万円以下	円		法人税制	円	不申告加算税額		円	
		年400万円超 年800万円以下	円		(非PE分)	円	重加算税額		円	
		年800万円超	円		差引所得に対する法人税額	円	重加算税対象所得金額		円	
		計	円		法第72条の2第1項第1号に掲げる事業	円	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業		円	
	法人事業税	軽減税率不適用法人の金額		円	対象所得	円	対象所得	円	対象付加価値額	円
		付加価値割		円	対象付加価値額	円	対象付加価値額	円	対象資本金等の額	円
		資本割		円	対象資本金等の額	円	対象資本金等の額	円	対象収入金額	円
		法第72条の2第1項第2号に掲げる事業		円	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	円	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	円	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	円
		収入割		円	対象収入金額	円	対象収入金額	円	対象収入金額	円
		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業		円	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	円	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	円	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	円
		所得割		円	対象所得	円	対象所得	円	対象所得	円
		付加価値割		円	対象付加価値額	円	対象付加価値額	円	対象付加価値額	円
		資本割		円	対象資本金等の額	円	対象資本金等の額	円	対象資本金等の額	円
		収入割		円	対象収入金額	円	対象収入金額	円	対象収入金額	円

分割基準	種類	内訳	総数
	法人事業税		
	法人県民税	人	人
関係都道府県の事務所等所在地			分割都道府県数

外国の法人税等の額の控除額等 その他	税額控除超過額相当額を加算額の総額		仮装経理	対象法人税額	円	租税条約	対象法人税額	円
	都道府県民税分	円		法第72条の2第1項第1号に掲げる事業	円		法第72条の2第1項第1号に掲げる事業	円
	市町村民税分	円		対象所得金額	円		対象所得金額	円
	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	円		対象付加価値額	円		対象付加価値額	円
	都道府県民税分	円		対象資本金等金額	円		対象資本金等金額	円
	市町村民税分	円		法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	円		法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	円
	(個別) 控除対象所得税額等相当額の控除額の総額	円		対象収入金額	円		対象収入金額	円
	都道府県民税分	円		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	円		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	円
	市町村民税分	円		対象所得金額	円		対象所得金額	円
	補正後の従業者数の総数	人		対象付加価値額	円		対象付加価値額	円
	都道府県民税分	人		対象資本金等金額	円		対象資本金等金額	円
	市町村民税	人		対象収入金額	円		対象収入金額	円
	軌道又は鉄道の売上高とその他部門の売上高	円		特定寄附金の合計額	円		特定寄附金の合計額	円
	軌道又は鉄道の売上高	円					欠損事業年度の所得金額(欠損金額)	円
	その他部門の売上高	円						

備考

連絡先:

電話番号:

課税番号:

第六十五号の四様式を次のように改める。

第65号の4様式 (第34条の4関係)

年 月 日

殿

福岡県 県税事務所長

市町村民税法人税制に係る課税標準額等の通知について

法人番号	変更前 ()
(フリガナ)	
法人名	
主たる事務所等の所在地	
本都道府県における主たる事務所等の所在地	

事業年度	から	法人税申告期限延長月数	月	資本金の額又は出資金の額	円
	まで	災害等延長の申告期限	まで	資本金の額又は出資金の額(解散時点)	円
通算・連結区分		事業年度区分		資本金の額及び資本準備金の額の合計額	円
法人区分				資本金等の額	円

税務官署の通知年月日	税務官署の処理区分	減額更正の理由
法人税申告年月日	税務官署の申告区分	
申告処理年月日	申告処理区分	
税務署		

(使途秘匿金税額等)	() 円	重加算金	対象所得	円
法人税制	円		対象付加価値額	円
(非PE分)	() 円		対象資本金等の額	円
差引所得に対する法人税額	円		対象収入金額	円
仮装経理に基づく法人税額等	円	外国の法人税額等の額の控除額等	税額控除超過額相当額の加算額の総額(市町村分)	円
租税条約対象法人税額	円		控除外国税額の総額(市町村分)	円
特定寄附金の合計額	円		(個別)控除対象所得税額等相当額の控除額の総額・市町村分	円
重加算税額	円		補正後の分割基準総数(市町村分)	人
			重加算税対象所得金額	円

関係市町村事務所所在地	分割基準	関係市町村事務所所在地	分割基準	関係市町村事務所所在地	分割基準
分割基準総数	人	13		26	
1		14		27	
2		15		28	
3		16		29	
4		17		30	
5		18		31	
6		19		32	
7		20		33	
8		21		34	
9		22		35	
10		23		36	
11		24		37	
12		25		38	

備考	
----	--

第六十六号様式から第六十八号様式までを次のように改める。

第66号様式（第35条関係）

福岡県 県税事務所長 殿

年 第 月 号 日

市 町 長 村



法人番号

年度 現年課税分 個人県民税及び森林環境税の賦課額 決定 変更 報告書

Main table with columns: 区分, 項目, 当初調定額等 (均等割, 所得割), 合計の動, 3月31日現在の調定額等 (均等割, 所得割). Rows include 県民税, 市町村民税, and 森林環境税.

Table for tax distribution: 区分, 項目, 県民税均等割を納める人, 県民税所得割を納める人, 県民税納税義務者(計), 県民税納税義務者数の異動, 県民税均等割を納める人, 県民税所得割を納める人, 県民税納税義務者(計).

摘要 (3) 欄 (人) の算出説明、その他説明を要する事項等

Calculation formulas for tax distribution: 均等割率, 翌年度の収入となるべき県・市町村・国合算額, 翌年の収入となる均等割の人員 (国), 翌年の収入となる均等割の人員 (県・市町村).

徴収取扱費の基礎となる 納税義務者数

- 注 1 賦課額変更報告書で「翌年度の収入となるべき額」を分解方法により算出している市町村は、[]内の②、④を③、⑤と読み替えること。
注 2 県民税額及び森林環境税額は、それぞれ納税義務者 (23) ~ (26) 欄の各区分に対応するものであること。
注 3 賦課額決定報告書は7月10日、賦課額変更報告書は4月30日までに提出すること。

第67号様式その1 (第35条関係)
(滞納繰越分5月決算市町村用)

福岡県 県税事務所長 殿

第 年 月 日

市 町 長 印

法人番号

年度 個人県民税及び森林環境税の滞納状況報告書

Table with 2 columns: Item (A, B, C) and Percentage (%). A: 本年3月31日現在の県民税按分率 (県・市町村) %; B: 本年3月31日現在の県民税按分率 (県・市町村・国) %; C: 本年3月31日現在の森林環境税按分率 (県・市町村・国) %

1 現年課税分

Main table for current year tax. Columns: 区分, 令和6年度以後分 (県民税・市町村民税・森林環境税の合算額, 県民税の額, 市町村民税の額, 森林環境税の額). Rows include: ① 本年3月31日現在の調定額, ② 本年4月1日から同年5月31日までの間における調定減少額, ③ 差引調定額 (①-②), ④ 本年度中の収入済額, ⑤ 還付未済額, ⑥ 本年度中の欠損額, 翌年度へ繰り越される額 (イ, ロ, ハ, ニ), 徴収猶予の額, 滞納処分執行停止の額, その他, 本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済税額 (ホ), 収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額

現年課税分県民税の不納欠損処理の内訳

Table for current year tax non-payment processing. Columns: 件数, 県民税の額. Row: 法第15条の7第5項に該当するもの

2 滞納繰越分

Main table for delinquent tax. Columns: 区分, 令和5年度以前分 (県民税・市町村民税の合算額, 県民税の額, 市町村民税の額), 令和6年度以後分 (県民税・市町村民税・森林環境税の合算額, 県民税の額, 市町村民税の額, 森林環境税の額). Rows include: ① 前年6月1日現在の滞納繰越分調定額, ② 前年6月1日から本年5月31日までの間における調定減少額, ③ 差引調定額 (①-②), ④ 前年6月1日から本年5月31日までの間における収入額, ⑤ 還付未済額, ⑥ 上欄の期間における欠損額, 翌年度へ繰り越すべき本年5月31日現在の滞納額 (a, b, c, d, e, f, g), 徴収猶予の額, 滞納処分執行停止の額, その他, 前年6月1日から本年5月31日までの間における指定金融機関等への県民税の払込済税額 (h, i), 収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額

滞納繰越分県民税の不納欠損処理の内訳

Table for delinquent tax non-payment processing. Columns: 件数, 県民税の額. Rows: 法第15条の7第4項に該当するもの, 法第15条の7第5項に該当するもの, 法第18条第1項に該当するもの (うち滞納処分の執行停止期間中に5年の時効到来により消滅したもの)

3 翌年度へ繰り越される額の合計

Summary table for carry-over amounts. Columns: 区分, 県民税・市町村民税・森林環境税の合算額, 県民税の額, 市町村民税の額, 森林環境税の額. Rows: 現年課税分, 滞納繰越分, 合計

注 この報告書は、5月31日現在によって作成し、6月30日までに提出すること。

第67号様式その2 (第35条関係)
(滞納繰越分3月決算市町村用)

福岡県 県税事務所長 殿

第 年 月 号 日
市 町 長 印
村

法人番号

年度 個人県民税及び森林環境税の滞納状況報告書

Table with 2 columns: Item (A, B, C) and Percentage (%). A: 本年3月31日現在の県民税按分率 (県・市町村) %; B: 本年3月31日現在の県民税按分率 (県・市町村・国) %; C: 本年3月31日現在の森林環境税按分率 (県・市町村・国) %

1 現年課税分

Main table for current year tax calculation. Columns: 区分 (Category), 令和6年度以後分 (Fiscal Year 6 onwards), 県民税・市町村民税・森林環境税の合算額 (Total), 県民税の額 (County Tax), 市町村民税の額 (Municipal Tax), 森林環境税の額 (Forest Environment Tax). Rows include: ① 本年3月31日現在の調定額, ② 本年4月1日から同年5月31日までの間における調定減少額, ③ 差引調定額 (①-②), ④ 本年度中の収入済額, ⑤ 還付未済額, ⑥ 本年度中の欠損額, 翌年度へ繰り越される額 (③-④-⑤)-⑥, 徴収猶予の額, 滞納処分執行停止の額, その他, 本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済税額, 収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額.

現年課税分県民税の不納欠損処理の内訳

Table for non-payment loss processing. Columns: 件数 (Number of cases), 県民税の額 (County Tax amount). Row: 法第15条の7第5項に該当するもの (Cases corresponding to Article 15, Paragraph 7, Item 5).

2 翌年度へ繰り越される額の合計

Summary table for carryover amounts. Columns: 区分 (Category), 県民税・市町村民税・森林環境税の合算額 (Total), 県民税額 (County Tax), 市町村民税額 (Municipal Tax), 森林環境税額 (Forest Environment Tax). Rows: 現年課税分 (Current year tax), 滞納繰越分 (Carryover), 合計 (Total).

注 1 この報告書は、5月31日現在によって作成し、6月30日までに提出すること。
2 翌年度に繰り越される額の合計の欄の滞納繰越分は、3月31日現在で作成した滞納状況報告書の数値を記入すること。

第67号様式その3 (第35条関係)
(滞納繰越分3月決算市町村用)

福岡県 県税事務所長 殿

第 年 月 日

市
町 長
村
印

法人番号

年度 個人県民税及び森林環境税の滞納状況報告書

Table with 2 columns: Item (A, B, C) and Percentage (%). A: 本年3月31日現在の県民税徴分率 (県・市町村) %; B: 本年3月31日現在の県民税徴分率 (県・市町村・国) %; C: 本年3月31日現在の森林環境税徴分率 (県・市町村・国) %

Main table with columns for '令和5年度以前分' and '令和6年度以後分'. Rows include '滞納繰越分当初調定額', '前年4月1日から本年3月31日までの間における調定減少額', '差引調定額', '本年度中の収入済額', '還付未済額', '上欄の期間における欠損額', '本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済税額', and '収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額'.

Table titled '滞納繰越分県民税の不納欠損処理の内訳'. Columns: 法第15条の7第4項に該当するもの, 法第15条の7第5項に該当するもの, 法第18条第1項に該当するもの. Sub-columns: 件数, 県民税の額 (円).

注 この報告書は、3月31日現在によって作成し、4月30日までに提出すること。

第68号様式 (第36条関係)

(第1紙)

1

備考

個人県民税
森林環境税

領収証書

福岡県 県税事務所扱

年度 1 現年課税分
2 滞納繰越分

月収入分

(払込者) 第 号

個人県民税	額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞加算金										
税小計										
森林環境税										
延滞加算金										
税小計										
合計額										

上記のとおり領収しました。

納付場所
福岡県指定金融機関
福岡県指定代理金融機関
福岡県収納代理金融機関
詳しくは裏面を御覧ください。

領収日付印

◎現年課税分又は滞納繰越分の該当を○で囲むこと。

(払込者交付用)

(第2紙)

2

個人県民税
森林環境税

払込書

福岡県 県税事務所扱

年度 1 現年課税分
2 滞納繰越分

月収入分

(払込者) 第 号

個人県民税	額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞加算金										
税小計										
森林環境税										
延滞加算金										
税小計										
合計額										

上記のとおり払い込みます。

領収日付印

(金融機関保管用)

(第3紙)

3

個人県民税
森林環境税

領収済通知書

福岡県 県税事務所扱

年度 1 現年課税分
2 滞納繰越分

月収入分

(払込者) 第 号

個人県民税	額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞加算金										
税小計										
森林環境税										
延滞加算金										
税小計										
合計額										

上記のとおり領収しましたので連絡します。

領収日付印

福岡銀行 店

(県税事務所送付用)

1 用紙の大きさは、各紙とも縦十八センチメートル横八・五センチメートルとする。各紙は、上辺をのり付けその他の方法により接続すること。
2 第二紙の裏カバーは、第一紙の裏と同箇所に付けること。

第七十号様式その一から第七十一号様式までを次のように改める。

第70号様式その1 (第36条の2関係)

福岡県 県税事務所長 殿

第 年 月 日

市
町長
村

印

法人番号

年度 現年課税 滞納繰越 分の個人県民税及び森林環境税に係る調定収入状況等報告書

() () 月分

払込日付

Main table with columns for '調定額 (県民税及び市町村民税の合算額)' and '調定額 (県民税、市町村民税及び森林環境税の合算額)'. Rows include '区分', '前月までの通計', '本月分', and '差引通計' for various tax categories like '普通徴収' and '特別徴収'.

Summary table titled '収入済額' with columns for '前月までの通計', '本月分収入額', '県民税・市町村民税・森林環境税の還付額', '県民税・市町村民税・森林環境税のその他の増減額', '差引通計', '収入未済額', and '収入率'.

Table for '県民税' with columns for '払い込むべき税額' and '払込額'. Rows include '令和5年度以前分', '令和6年度以後分', and '合計'.

Table for '森林環境税' with columns for '払い込むべき税額' and '払込額'. Rows include '令和6年度以後分' and '合計'.

- 注 1 現年課税分、滞納繰越分はそれぞれ別業で提出すること。
2 現年課税分の調定件数を記載する場合は、県民税に係る件数のうち、新規に課税した人員のみを記載し、括弧書きには納税通知書及び特別徴収義務者を経て通知する通知書の数並びに分離課税に係る納税通知書の数の合計数を記載すること。
3 滞納繰越分の当初報告についての記載は本月分の件数欄に滞納人員を記載すること。
4 その他の増減欄は、年度、科目の誤りによる更正又は誤計算等により修正すべき額を記載し、明細書を添付すること。
5 各種加算金については、県民税、市町村民税及び森林環境税の合算額によって算出した額をそれぞれ記載すること。なお、加算金の払込みについての報告書は、第70号様式その2を使用すること。
6 不納欠損額（各加算金も含む。）についてはその処理の決定の都度、当該年度の県民税、市町村民税及び森林環境税の合算額による件数及び金額の通計を記載すること。
7 この報告書は、翌月10日までに関係県税事務所へ到着するように提出すること。

第70号様式その2 (第36条の2関係)

第 年 月 号 日

福岡県 県税事務所長 殿

市長
町
村

印

法人番号																				
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年度 現年課税 滞納繰越 分の個人県民税及び森林環境税に係る税外徴収金の収入状況等報告書
 (分) (月分)

区分	収入済額 (県民税及び市町村民税に係る税外徴収金の合算額)				収入済額 (県民税、市町村民税及び森林環境税に係る税外徴収金の合算額)			
	令和5年度以前分				令和6年度以後分			
	前月までの通計 (①)	本 月 分		差引通計 (④=①+②-③)	前月までの通計 (⑤)	本 月 分		差引通計 (⑧=⑤+⑥-⑦)
		収入額 (②)	還付額 (③)			収入額 (⑥)	還付額 (⑦)	
延滞金					円	円	円	円
過少申告加算金	円	円	円	円				
不申告加算金								
重加算金								

県民税に係る税外徴収金の払込金額									
区分	令和5年度以前分		令和6年度以後分		払い込むべき金額の合計 (⑬=⑩+⑫)	前月までの払込金額通計 (⑭)	本月分払込金額 (⑮)	払込金額通計 (⑯=⑭+⑮)	払込未済額 (⑰-⑯)
	県民税払込按分率 (県・市町村) (⑨)	払い込むべき金額 (⑩=④×⑨)	県民税払込按分率 (市町村・県・国) (⑪)	払い込むべき金額 (⑫=⑧×⑪)					
延滞金	%		%	円	円	円	円	円	円
過少申告加算金		円							
不申告加算金									
重加算金									

森林環境税に係る税外徴収金の払込金額									
区分	按分率 (⑰)	払い込み予定税額 (⑱=⑧×⑰)	⑰以外の還付等の額 (⑲)	還付等の額の通計 (⑳=⑱の通計)	その他の返納等の額 (㉑)	返納等の額の通計 (㉒=㉑の通計)	払い込むべき金額 (㉓=⑱-⑲+⑳)		
延滞金	%	円	円	円	円	円	円		
						前月までの払込金額通計 (㉔)	本月分払込金額 (㉕)	払込金額通計 (㉖=㉔+㉕)	払込未済額 (㉗-㉖)
						円	円	円	円

- 注 1 現年課税分と滞納繰越分の区分については、加算金についてのみ行い、それぞれ別紙で提出すること。
 2 延滞金については、すべて(現年課税分、滞納繰越分とも)現年課税分に総額を記載し提出すること。
 3 この報告書は、翌月10日までに関係県税事務所へ到達するよう提出すること。

第71号様式 (第37条関係)

福岡県 県税事務所長 殿

第 月 号
年 月 日

市
町長
村



年度 個人の県民税に係る徴収取扱費計算書
(分) (月から 月までの分)

区 分	法人番号	基 数	徴 収 取 扱 費 額	
普通徴収に係る納税通知書の数		件①		
特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する通知書の数		件②		
地方税法第328条の9の分離課税に係る更正又は決定通知書の数		件③		
①+②+③	(A)	件④=(A)×60円	円	
個人の県民税に係る徴収金で指定金融機関等に払込済みの金額	(B)	円⑤=(B)×7%	円	
個人の県民税に係る徴収金を地方税法第17条又は第17条の2の規定により還付又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する金額	(C)	円⑥=(C)の計	円	
地方税法第17条の4の規定により還付した過誤納金に係る還付加算金に相当する金額	(D)	円⑦=(D)の計	円	
地方税法第321条第2項の規定により交付した個人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額	(E)	円⑧=(E)の計	円	
賦課決定された納税義務者数	(F)	人⑨=(F)×3,000円	円	
今回報告以前に年度を超えて税額が0円に変更された納税務者数(過年度交付済額)	(G)	人⑩=(G)×3,000円	円	
差引納税義務者数⑨-⑩		人⑪=⑨-⑩	円	
地方税法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額を同法第314条の9第3項の規定により適用される同条第2項の規定により還付した場合における当該控除することができなかった金額に相当する金額	(H)	円⑫=(H)	円	
合計④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑪+⑫			円	
上記(A)~(H)の内訳((G)を除く)	報告次の県民税払込按分率(県・市町村・国) (以下、単に「県民税払込按分率」という。) %			
	指 定 都 市	報告次の県民税払込按分率(退職分離課税以外) %		
		報告次の県民税払込按分率(退職分離課税に係る按分率) %		
区 分	月 分	月 分	月 分	計
納税通知書の数及び県民税の払込済みの額	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(A) (B) 円
過誤納金	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(C) (件) 円
還付加算金	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(D) (件) 円
前納報奨金	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(E) (件) 円
納税義務者数	人	人	人	(F) 人
還付した額	円	円	円	(H) 円

- 注1 (A)(B)欄は、平成18年度以前の年度分の個人の県民税（同年度以前において賦課決定されたものに限る。）に係る徴収取扱費について適用されるものであること。
- 2 徴収取扱費額の円未満は、切り捨てること。
- 3 (C)欄の過誤納金及び(D)欄の還付加算金とは、市町村が予算を通じて支出した金額に限られるものであること。
- 4 (C)欄、(D)欄及び(E)欄の基数は、実際に還付・充当又は支出した県民税相当額、県民税相当額に係る還付加算金額及び県民税相当額に係る報奨金額とする。
- 当該金額について、県民税相当額を把握できない場合は、実際に還付・充当又は支出した額に下記の按分率を用いて算出した額（円未満端数切捨）とし、算式（還付・充当又は支出した金額×按分率）を含めて記載する。
- | | |
|---------|--|
| 第1次分 | 県民税確定按分率（県・市町村・国）（以下、単に「県民税確定按分率」という。） |
| 第2～第4次分 | 県民税特定按分率（県・市町村・国）（以下、単に「県民税特定按分率」という。） |
- なお、地方自治法第252条の19第1項の市（指定都市）については、令和6年度以後は下記の按分率を用いること。
- また、複数の按分率が混在する場合は、(C)欄、(D)欄及び(E)欄の基数は複数行に分けて記載し、⑥欄、⑦欄及び⑧欄の徴収取扱費額は各々その合算額を記載する。
- | | |
|-------------------|------------------------|
| 第1次分（退職分離課税以外） | 退職分離課税以外に係る前年度県民税確定按分率 |
| 第1次分（退職分離課税分） | 退職分離課税に係る前年度県民税確定按分率 |
| 第2～第4次分（退職分離課税以外） | 当該年度県民税特定按分率 |
| 第2～第4次分（退職分離課税分） | 退職分離課税に係る前年度県民税確定按分率 |
- 5 (F)欄の「賦課決定された納税義務者数」は、次により計上すること。
- 第2次分 当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数÷4=a
- 第3次分 (当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数-a)÷3=b
- 第4次分 (当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数-(a+b))÷2=c
- 第1次分 当該年度の賦課額変更報告書-(a+b+c)
- 第2～第4次分は、賦課額決定報告書に基づく概算の計算書であり、第1次分で賦課額変更報告書に基づいて精算を行う。
- 各次分において、上記計算式により算出された納税義務者数に1未満の端数が生じたときは、1未満の数値を切り上げる。
- 6 ⑩欄は、第1次分でのみ使用すること。(G)欄の基数に乘じる金額は、既交付時の単価によること。
- 7 内訳欄の括弧内は、それぞれの件数を記載すること。
- 8 納税義務者数の内訳欄は、調定収入状況等報告書の実員数を計上し、(F)欄記載の際、上記注5の計算を行うこと。
- 9 複写とし、上紙は市町村が保管し、下紙は県税事務所に提出すること。

第七十三号の六様式記載要領1の(2)中「品目106」を「品目107」に改める。
第八十号の二様式及び第八十号の二の二様式を次のように改める。

第80号の2様式 (第45条、第46条の2、第46条の3、第46条の4、第46条の5、第46条の6、第46条の7、第46条の11、第47条関係)

受付印		課 税 番 号		課税年度	
福岡県年.....月.....日県税事務所長殿		住 所			
		フリガナ			
		氏 名 (名 称)			
		電話		— —	
個人番号又は法人番号 (右詰で記載)					
住宅の用に供する土地等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申請書					
福岡県税条例第20条の33 第20条の35の2 第20条の35の3 第20条の35の4 第20条の35の5 第20条の35の6 第20条の35の7 付則第8条の4第3項 付則第8条の4第5項 ()		住宅の用に供する土地 耐震基準不適合既存住宅 被収用不動産の代替不動産 譲渡担保財産 再開発会社 農地中間管理機構の農地 土地改良区の換地 改修工事対象住宅 改修工事対象住宅の用に供する土地 ()		の取得に 対する不 動産取得 税の徴収 猶予申請 書を提出 します。	
取得(代替) 不動産の	所在地				
	地目		構造		
	用途		取得年月日	年 月 日	
住宅を取得する 耐震改修する 収用される 譲渡する 農地として使用する 改修工事する	予定年月日 (期間)	年 月 日	徴収猶予金額	円	
		年 月 日から 年 月 日まで	計算式		
調査年月日	年 月 日	調査年月日	年 月 日	印	

第80号の2の2様式 (第45条、第46条の2、第46条の3、第46条の4、第46条の5、第46条の6、第46条の7、第46条の11、第47条関係)

住宅の用に供する土地
耐震基準不適合既存住宅
被収用不動産の代替不動産
譲渡担保財産
再開発社会
農地中間管理機構の農地
農地改良区
改修工事対象住宅
改修工事対象住宅の用に供する土地

の取得に対する不動産取得
税の徴収猶予(取消)通知
書

納税者	住所		課税番号	
	氏名		課税年度	
取得不動産	所在地		徴収猶予 通知年月日	年 月 日
	種類、構造、用途 取得年月日	年 月 日	税額	円
			徴収猶予額	円
			納付すべき額	円
住宅を取得する 耐震改修する 取用される 譲渡する 農地として使用 する 改修工事する	予定期間	年 月 日 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕	徴収猶予 取消額	円

年 月 日

様 福岡県 県税事務所長

年 月 日申請のあった(付けで許可していた)徴収猶予について、許可した(許可できない・取り消した)ので、通知します。

なお、福岡県税条例第20条の34に規定する取消理由が生じた場合は、許可を取り消すことがあります。そのときは、速やかに納付してください。

教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

不許可(取消)理由該当条項

第八十号の二の三様式中「、第46条の10」を削る。

第八十一号の七様式及び第八十一号の八様式を次のように改める。

第81号の7様式及び第81号の8様式 削除

第八十一号の九様式中 「第4項」を「第2項」とし、「第20条の30第1項」を「第20条の30第1項」に改める。

第八十二号様式中 「第6項」を「第4項」に改める。

第八十二号様式中 「第7項」を「第5項」に改める。

第八十四号様式中「及び別表第2」を削る。

第百十二号様式その一及び第百十二号様式その二を次のように改める。

第112号様式その1 (第71条の2、第72条関係)

【重要】

甲 1.新規登録(新車) 2.新規登録(中古車)	乙 1.売買 2.相続	丙 1.譲渡 2.車種税 3.車種免除	自動車税(環境性能別・種別別)申告書(報告書)
分 R.その他()	分 R.その他()	分 R.その他()	知事殿
次のとおり申告(報告)します。			年月日

納税(申告・報告)義務者(義務者)	住所又は所在地	氏名又は名称	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和	電話番号	住所又は所在地(フリガナ)	氏名又は名称(フリガナ)

車種区分	かた	番号	車種区分	かた	番号	年	月	日
01.乗用車 02.トラック(貨物) 03.トラック(旅客用車) 04.トラック(けん引車) 05.トラック(10.その他) 11.バス(一般乗用)								
車種区分	かた	番号	車種区分	かた	番号	年	月	日
06.バス(一般乗用) 07.バス(その他) 08.三輪小型 09.特種用途自動車(10.その他) 11.バス(一般乗用)								
車種区分	かた	番号	車種区分	かた	番号	年	月	日
01.普通 2.小型 3.二輪 4.軽								
車種区分	かた	番号	車種区分	かた	番号	年	月	日
01.普通 2.小型 3.二輪 4.軽								

車種区分	かた	番号	車種区分	かた	番号	年	月	日
01.普通 2.小型 3.二輪 4.軽								
車種区分	かた	番号	車種区分	かた	番号	年	月	日
01.普通 2.小型 3.二輪 4.軽								

車種区分	かた	番号	車種区分	かた	番号	年	月	日
01.普通 2.小型 3.二輪 4.軽								
車種区分	かた	番号	車種区分	かた	番号	年	月	日
01.普通 2.小型 3.二輪 4.軽								

(※) この証文は重要な証拠になり、必ず大切に保存してください。

継続検査及び構造等変更検査用の納税証明として使用する場合は、有効期限は、翌年度の5月30日です。(納税目的のないものは無効)

文字はかみ書で、ていねいに記入してください。

- (備考)
- 自動車税の種別別は、その所有者が納税義務者です。ただし、所有権を留保している場合は、使用者(買主)が納税義務者となります。
 - 売買契約書等取引価額を証する書類の写し及び控除額の内訳を証する書類を添付してください。なお、通常の取引価額で申告される場合は、これらの書類を省いても差し支えありません。
 - 形式的所有権の移転に伴う非課税に該当するもの、その他課税免除に該当するものは、これを証する書類を添付してください。

第112号様式その2 (第71条の2、第72条関係)

第一号 第二号

1. 新規登録 (新車) 2. 新規登録 (中古車)

住所
〒-- (郵便府県、市町村名、番地までを記入)

車種区分 ---
かた 番号 番号
(右詰めで記入) (右詰めで記入)

登録 (原簿・変更・譲渡等) 年月日
年月日 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日
3. 昭和 4. 平成 5. 令和

原動機の型式 長さ cm
kg (kg)
kg 高さ cm
cm

乗車定員
1. 営業用 2. 自家用
3. 普通 2. 小型 3. 三輪 4. 軽

車種区分 ---
かた 番号 番号
(右詰めで記入) (右詰めで記入)

車種区分 ---
かた 番号 番号
(右詰めで記入) (右詰めで記入)

住所
〒-- (郵便府県、市町村名、番地までを記入)

生年月日
1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和

取付 1. 完済 2. 相続
3. 猶予保留解除
4. 未納
5. その他

用途
01. 乗用車 02. トラック (貨物) 03. トラック (貨客兼用車) 04. トラック (けん引車) 05. トラック (けん引車)
06. バス (一般乗合用) 07. バス (その他) 08. 三輪 09. 特殊用途自動車 (その他) 10. その他

車名 (商標名)
型式
車台番号 (下部で可) 型式区分番号

車台番号 (下部で可) 型式区分番号

車台番号 (下部で可) 型式区分番号

車台番号 (下部で可) 型式区分番号

車台番号 (下部で可) 型式区分番号

車台番号 (下部で可) 型式区分番号

自動車税 (環境性能制・種別制) 申告書 (報告書) 知事殿
次のとおり申告 (報告) します。

1. 排気量 2. 自家用 () 年 月 日

1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車

1. 扶済 2. 課税取消
3. 課税課 4. 50条該当
5. 15条該当 6. 別引換出
7. その他

環境性能制 減免額・減免後の額

種別制 減免額・減免後の額

減免理由

1. 更正請求
2. 57条の4該当
3. 15条該当
4. その他

環境性能制 減免額・減免後の額

種別制 減免額・減免後の額

減免理由

第百十二号様式その四から第百三十号様式その二までを次のように改める。

第113号様式その2 (第71条の2、第72条関係)

変更・変更後、転入・転出
1. 転入
2. 転出
3. 移転
4. 廃止
5. 他

1. 購入
2. 相継
3. 譲渡
4. 相続
5. 贈与
6. 他

自動車税(環境性能別・種別別)申告書(報告書)
知事殿
次のとおり申告(報告)します。
年 月 日

納税(申告・報告)義務者 (フリガナ) 氏名又は住所 所在地 電話番号	運輸支局等 車種区分 かつ 番号 (右記で記入)			旧車種区分 かつ 番号 (右記で記入)	新車種区分 かつ 番号 (右記で記入)	
	生年月日 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和	年	月	日	年	月
住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は住所 所在地 電話番号	普通自動車 01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(旅客乗用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(けん引車) 06. バス(一般乗用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特種用途自動車() 10. その他() 11. バス(一般貨物用)	車種(原形・変更・廃車等) 年月日				
	1. 普通自動車 2. 小型自動車 3. 二輪自動車	客・自家用	車体の形状	車重(kg)	長さ(km)	高さ(km)
環境性能別 燃費性能(km/l)	AT・MT	変速装置	A B1・B2	変 否	記載要領16を参照	記載要領17を参照
年税額	円	0.00	円	0.00	円	0.00
税額の合計	円	0.00	円	0.00	円	0.00
区	正	当	額	円	0.00	円
増	減	額	円			
環境性能別・減免後の額			減免額・減免後の額	減 額 理 由		
種別	削減	理由	年月日	種別	削減	理由
1. 特例	減	額	年月日	1. 更正請求	減	年月日
2. 調試課	差引	額	年月日	2. 57条の4該当	減	年月日
3. 調試課			年月日	3. 15条該当	減	年月日
4. 50条該当	整理	番号	年月日			
5. 15条該当	処理	年月日	年月日			
6. 異動検出	摘	要	年月日			
7. その他			年月日	4. その他		

※この欄には記入しないこと

第百十三号様式その四を次のように改める。

第四百一十一号様式中「第144条の32第2項」を「第144条の32第4項」に、「燃料炭化水素油譲渡証」を「燃料炭化水素油譲渡承認証」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十五条から第三十六条の二まで、第六十六号様式から第六十八号様式まで、第七十号様式及び第七十一号様式の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。